令和6年第4回

茅ヶ崎市議会定例会議会議案

令和6年12月17日提出

議会議案第5号	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書	3
議会議案第6号	茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正す る条例	6
議会議案第7号	茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正す る条例	9

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和6年12月17日

茅ヶ崎市議会議長

岸正明様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 菊池 雅介

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 水島 誠司

同 新倉 真二

同 滝口 友美

同 花田 慎

同 早川 仁美

同 柾木 太郎

(提案理由)

厚生年金への地方議会議員の加入を求めるため

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専業化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の 観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよ う強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣

茅ヶ崎市議会

議会議案第 6 号

茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第16 条の規定により提出する。

令和6年12月17日

茅ヶ崎市議会議長

岸正明様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 水島 誠司

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 新倉 真二

同 滝口 友美

同 花田 慎

同 早川 仁美

同 柾木 太郎

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の 改正に伴い、所要の規定を整備するため

茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年茅ヶ崎市条例第44号)の一部 を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第47条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「番号利用法」を「番号法」に、「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「 この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第4 8条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定(「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。)及び第12条第5項の改正規定(「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。)は、令和7年4月1日から施行する。

議会議案第 7 号

茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第16 条の規定により提出する。

令和6年12月17日

茅ヶ崎市議会議長

岸正明様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 水島 誠司

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 新倉 真二

同 滝口 友美

同 花田 慎

同 早川 仁美

同 柾木 太郎

(提案理由)

刑法の改正により懲役及び禁錮に代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、所要の 規定を整備するため

茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年茅ヶ崎市条例第44号)の一部 を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定により廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。